

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	福 岡 秀 起
登録番号又は法人番号	2 2 2 4 2 2 7 4
所属する単位会	富山県行政書士会
事務所名称	アール行政書士オフィス
事務所所在地	富山県富山市二口町1-9-2 アールビル1階
処分年月日	令和8年1月13日
処分内容（種類）	廃業の勧告（会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	<p>成年後見業務に於ける不誠実な対応による複数の苦情（サービス事業者への支払遅延・延滞）及びそれに関する不審な資金の流れが認められる。その上、当該事案についての当会よりの照会及び来局要請にも一切応えず、連絡のつかない状態が続いている。</p> <p>以上の事実は、明らかな法違反であり国家資格者として決して許されるものではないばかりか、著しく行政書士の信用又は品位を害する重大な行為であり、行政書士法第10条及び第13条ほか下記会則に違反するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 行政書士法第13条 日本行政書士会連合会会則第59条 日本行政書士会連合会会則第60条 日本行政書士会連合会会則第62条 富山県行政書士会会則第51条 富山県行政書士会会則第52条</p>